

衆議院 第二百四回国会 議院 運営委員会 議 録 第四十一号

令和三年六月一日(火曜日)

正午開議

出席委員

委員長 高木 毅君

理事 御法川信英君

理事 松本 洋平君

理事 福田 達夫君

理事 小川 淳也君

理事 佐藤 英道君

理事 木村 次郎君

理事 高村 正大君

理事 武部 新君

理事 藤丸 敏君

理事 伊藤 俊輔君

理事 武内 則男君

理事 塩川 鉄也君

理事 浅野 哲君

盛山 正仁君

井上 貴博君

井野 俊郎君

青柳陽一郎君

古賀 篤君

武井 俊輔君

根本 幸典君

本田 太郎君

高木 鎮太郎君

日吉 雄太君

遠藤 敬君

議長

副議長

事務総長

国立国会図書館長

大島 理森君

赤松 広隆君

岡田 憲治君

吉永 元信君

本日の会議に付した案件

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正の件

衆議院職員等苦情処理規程の一部改正の件

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正の件

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正の件

本日の本会議の議事等に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。

まず、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部改正の件、国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正の件、衆議院職員等苦情処理規程の一部改正の件、国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正の件、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正の件についてであります。順次事務総長の説明を求めます。

○岡田事務総長 国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部改正の件外四件につきまして御説明申し上げます。

まず、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部改正の件は、政府職員の改正に準じて、国会議員の定年を段階的に引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

次に、国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正の件は、政府職員の給与と改定に準じて、六十歳を超える国会議員に係る給与の措置を講じようとするものであります。

次に、衆議院職員等苦情処理規程の一部改正の件及び国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正の件は、国会職員法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うとするものであります。

次に、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正の件は、国家公務員退職手当法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うとするものであります。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案

国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程案

衆議院職員等苦情処理規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程案

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程案

〔本号末尾に掲載〕

○高木委員長 それでは、まず、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高木委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高木委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、衆議院職員等苦情処理規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高木委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

定いたしました。

次に、国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり承認するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高木委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○高木委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○高木委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○岡田事務総長 まず最初に、日程第一につき、あかま国土交通委員長の報告がございまして、全会一致でございまして、

次に、日程第二は委員長提出の議案でありますので、議長から委員会の審査を省略することをお諮りいたします。次いで金子災害対策特別委員長長の趣旨弁明がございまして、全会一致でございまして、

す。

次に、日程第三及び第四につき、石田総務委員長の報告がございます。採決は二回になります。一回目は日程第三で、立憲民主党、共産党、国民民主党及び無所属の丸山穂高さんが反対でございます。二回目は日程第四で、無所属の丸山穂高さんが反対でございます。

次に、日程第五につき、木原内閣委員長の報告がございまして、立憲民主党及び共産党が反対でございます。

次に、動議により、ただいま御決定いただきました国会職員法等改正案を緊急上程いたします。高木議院運営委員長の趣旨弁明がございまして、維新の会が反対でございます。

本日の議事は、以上でございます。

議事日程 第二十二号

令和三年六月一日

午後一時開議

第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

第二 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案災害対策特別委員長提出

第三 日本放送協会平成二十八年年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

第四 日本放送協会平成二十九年年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

第五 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(内閣提出)

○高木委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○高木委員長 次に、今回の本会議の件についてありますが、今回の本会議は、来る三日月曜日午後一時から開会することいたします。また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。午後零時五分散会

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律

第一条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「条件付」を「国会職員であつた者又はこれに準ずる者のうち、両議院の議長が協議して定める者を採用する場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、条件付」に、「その国会職員が六月を下らない期間」を「国会職員が、その職において六月の期間(六月の期間とすることが適当でない」と認められる国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間」に改め、同条第二項中「条件付採用」を「前項に定めるもののほか、条件付採用」に、「又は条件付採用期間であつて六月を超える期間を要するものについては、各本属長がこれを」を「は、両議院の議長が協議して」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 各本属長は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職(各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び第二十八条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。)を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この項及び第三項において同じ。)(第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第十一に規定する指定職俸給表に相当する給料表の適用を受ける指定職俸給表に占める職として両議院の議長が協議して定める職)第四項及び第四章において「指定職」という。)を除く。以下この項及び第三項において同じ。)を採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。)を経過した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により採用された国会職員(以下この条及び第二十八条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

各本属長は、年齢六十年以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任

し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の国会職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

各本属長は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第九条第二項中「国会職員は、」の下に「この法律で定める事由又は」を加え、同条第三項中「ときは、」の下に「第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給をする場合その他を加える。

第十五条の六中「降給され、降任され、休職され、免職されを」降給(他の職への降任等に伴う降給を除く)、降任(他の職への降任等に該当する降任を除く)、休職若しくは免職をされ」に改め、同条を第十五条の八とする。

第十五条の四及び第十五条の五を削る。

第十五条の三第一項中「その国会職員の職務の特殊性又はその国会職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある」を「次に掲げる事由があると認める」に、「その国会職員」を「当該国会職員」に、「その国会職員を当該を」を「当該国会職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第十五条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む)を延長した国会職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている国会職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該国会職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から

起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会議員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会議員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二 前条第二項の規定により退職すべきこととなる国会議員の職務の特殊性を勘案して、当該国会議員の退職により、当該国会議員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

第十五条の三第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認められる十分な理由があるときは」を「あると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「(同項ただし書に規定する国会議員にあつては、当該国会議員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条に次の一項を加える。

前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の三を第十五条の七とする。

第十五条の二第二項中「以下」を「次条第一項及び第二項ただし書において」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる職を占める国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院

の議長が協議して定める年齢とする。

第十五条の二第三項中「については」を「及び非常勤の職員には」に改め、同条を第十五条の六とする。

第十五条の次に次の四条を加える。

第十五条の二 各本属長は、管理監督職指定

職その他管理又は監督の地位にある国会議員が占める職のうち両議院の議長が協議して定める職(これらの職のうち、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる職として両議院の議長が協議して定める職を除く。)をいう。

以下この章において同じ。)を占める国会議員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している国会議員について、異動期間(当該管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)(第十五条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。)に、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該国会議員の年齢を超える管理監督職(以下この項及び第三項においてこれらの職を「他の職」という。)への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該国会議員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合若しくは他の法律の規定により他の職に任用した場合又は第十五条の七第一項の規定により当該国会議員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

前項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める国会議員の管理監督職務上

限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 各議院事務局の事務次長、各議院法制局の法制次長及び国立国会図書館の副館長並びにこれらに準ずる管理監督職のうち両議院の議長が協議して定める管理監督職 年齢六十二年

二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職 六十年を超え六十四年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

第一項本文の規定による他の職への降任又は転任(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつて各本属長が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の三 各本属長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日(他の職への降任等をされた国会議員にあつては、当該他の職への降任等をされた日)以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第十五条の四 前二条の規定は、法律により任期を定めて任用される国会議員には適用しない。

第十五条の五 各本属長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める国会議員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該国会議員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない

い期間内(当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日(以下この項及び次項において「定年退職日」という。)がある国会議員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める国会議員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該国会議員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会議員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二 当該国会議員の職務の特殊性を勘案して、当該国会議員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

各本属長は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める国会議員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある国会議員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該国会議員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

各本属長は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務

の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める国会議員について、当該国会議員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由があると認めるときは、当該国会議員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている国会議員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該国会議員を当該管理監督職に属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

各本属長は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会議員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会議員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

前各項に定めるもののほか、これらの規定

による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る国会議員の降任又は転任に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十六条中「本章を「この章」に」、「法制局長、」を「法制局長並びに」に、「並びに条件付採用期間中の職員、非常勤の職員（短時間勤務の職を占める国会議員を除く。）及び臨時の職員については、これを「を」に」に改め、同条に次の三項を加える。

この章の規定第十条の規定を除く。）は、臨時の職員の分限には適用しない。

第九条、第十一条から第十五条まで及び前条の規定は、条件付採用期間中の職員の分限には適用しない。

臨時の職員及び条件付採用期間中の職員の分限については、両議院の議長が協議して必要な事項を定めることができる。

第二十八条第二項中「以下」の下に「この項においてを加え、」国会議員が、第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等を「定年前再任用短時間勤務職員が、年齢六十一年以上退職者」に、「含む」のうち前項を「含む」のうち同項に、「第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項」を「第四条の二第一項に」、「国会職員として在職していた」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職していた」に改める。

附則第一項に項番号を付し、附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第十五条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。以下「令和三年国会職員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	年齢六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七十年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	七十年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	七十年	六十九年

附則に次の五項を加える。

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十二年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十三年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十四年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

5 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国会議員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第三号に掲げる国会議員に相当する国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは「六十年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

6 令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における前項に規定する国会議員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	、六十一歳を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	、六十二年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	、六十三年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十九年

7 各本属長は、当分の間、国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員並びに令和三年国会議員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（同条第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に国会職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間）において、当該国会職員に対し、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

8 令和三年国会議員法等改正法による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置により降給をする場合における第九条第二項及び第三項並びに第十五条の八の規定の適用については、第九条第二項中「又は」とあるのは「第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める事由又は」と、同条第三項中「する場合」とあるのは「する場合、国会議員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置第十五条の八において「定年の引上げに伴う給与に関する特例措置」という。）による降給をする場合」と、第十五条の八中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び定年の引上げに伴う給与に関する特例措置による降給とする。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第二条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項又は」を削る。

第三条第二項中「国会議員法」の下に「（昭和二十二年法律第八十五号）を加える。

附則第十二項第一号イ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ハ中「次号ロ及び附則第十四項第八号」を「次号ハ及び附則第十四項第九号」に改め、同号中ハを「ロ」の次に次のように加える。

ハ 国会議員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。附則第十五項において「令和三年国会議員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国会議員法（次号ロ及び附則第十四項第七号において

「令和五年旧国会議員法」という。）第十五条の二第二項第二号に掲げる国会職員（国会議員法第一条に規定する国会職員をいう。以下この項及び附則第十四項において同じ。）に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員

附則第十二項第二号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 令和五年旧国会議員法第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち、内閣官房令で定める国会職員

附則第十四項第七号を次のように改める。

七 令和五年旧国会議員法第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち内閣官房令で定める国会職員

附則第十四項第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 国会議員法第十五条の六第二項ただし書に規定する国会職員

附則第十五項中「規定の下に」、令和三年国会議員法等改正法による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置を加える。

附則第十六項中「該当する職員」の下に「国会議員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の国会議員法第十五条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員」を加え、「附則第十四項第九号を、附則第十四項第十号」に、「及び同項第八号を、同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備等)

第二条 第一条の規定による改正後の国会職員法(以下「国会職員法」という。)の規定による国会職員(国会職員法第一条に規定する国会職員(各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く。)をいう。以下同じ。)の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、各本属長は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとする。

2 各本属長は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する国会職員(当該国会職員が占める職に係る第一条の規定による改正前の国会職員法(以下「旧国会職員法」という。)第十五条の二第二項に規定する定年が年齢六十年である国会職員に限る。)に対し、国会職員法附則第七項の規定の例により、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(経過措置)

第三条 国会職員法第四条の二の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十年以上退職者(次項において「年齢六十年以上退職者」という。)について適用する。

2 各本属長は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和

十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年相当年齢(新国会職員法第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職であつて同項に規定する指定職(次条第一項及び附則第六条第三項において「指定職」という。)以外のもの(附則第六条第二項を除き、以下この項及び附則第五条から第七条までにおいて「短時間勤務の職」という。)を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第五条第二項において同じ。)が基準日の前日における新国会職員法定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新国会職員法定年相当年齢が新国会職員法第十五条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職(以下この項において「新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに年齢六十年以上退職者となつた者(基準日前から新国会職員法第十五条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している者(当該両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職にあつては、両議院の議長が協議して定めること)が、新国会職員法第四条の二第二項の規定により採用することができず、新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年

相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職にあつては、両議院の議長が協議して定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 平成十一年十月一日前に新国会職員法第二十八條第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務職員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続き国会職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の国会職員としての在職期間を含まないものとする。

4 暫定再任用職員(次条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定により採用された国会職員をいう。附則第六条及び第七条において同じ。)として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国会職員法第二十八條第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五條第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

5 施行日前に旧国会職員法第十五条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国会職員法勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期間)をいう。以下この項及び次項において同じ。)が施行日以後に到来する国会職員(次項に係る当該旧国会職員法勤務延長職員をいう。)において「旧国会職員法勤務延長職員」という。)における同条第一項又は第二項の規定による勤務

については、新国会職員法第十五条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 各本属長は、旧国会職員法勤務延長職員について、旧国会職員法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国会職員法第十五条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国会職員法勤務延長職員に係る旧国会職員法第十五条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7 新国会職員法第十五条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している国会職員には適用しない。

8 各本属長は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年(新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)が基準日の前日における新国会職員法定年(基準日)が施行日である場合には、施行日の前日における旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年)を超える職(基準日における新国会職員法定年が新国会職員法第十五条の六第二項本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新国会職員法第十五条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している国会職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新国会職

員法定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国会職員法第十五条の第二項に規定する定年)に達している国会職員(当該両議院の議長が協議して定める職にあっては、両議院の議長が協議して定める国会職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

9 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第四条 各本属長は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下この条及び次条において「年齢六十五年到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職(指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第六条第四項において同じ。)に係る旧国会職員法第十五条の第二項に規定する定年(施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあっては、両議院の議長が協議して定める年齢)に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧国会職員法第十五条の第二項の規定により退職した者

二 旧国会職員法第十五条の第三項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日前に旧国会職員法の規定により退職した者(前二号に掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として両議院の議長が協議して定める者

2 令和十四年三月三十一日までの間、各本属長は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年

度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新国会職員法定年に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新国会職員法第十五条の第六項の規定により退職した者

二 施行日以後に新国会職員法第十五条の第七項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新国会職員法第四条の第二項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新国会職員法の規定により退職した者(前三号に掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として両議院の議長が協議して定める者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、両議院の議長が協議して定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

第五条 各本属長は、新国会職員法第四条の第二項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢(短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧国会職員法第十五条の第二項

に規定する定年(施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあっては、両議院の議長が協議して定める年齢をいう。)に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、各本属長は、新国会職員法第四条の第二項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している者(新国会職員法第四条の第二項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の規定により採用された国会職員の任期については、前条第三項の規定を準用する。

第六条 施行日前に旧国会職員法第十五条の第四項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員(以下この項及び次項において「旧国会職員法再任用職員」という。)のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する職を占める国会職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定により採用されたものとみなされる。この場合において、当該採用されたものとみなされる国会職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国会職員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 旧国会職員法再任用職員のうち、この法律の施行の際現に旧国会職員法第十五条の五第一項

に規定する短時間勤務の職を占める国会職員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる国会職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国会職員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 各本属長は、暫定再任用職員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

4 各本属長は、附則第四条第一項又は前条第一項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る旧国会職員法第十五条の第二項に規定する定年(施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあっては、両議院の議長が協議して定める年齢)に達した国会職員以外の国会職員及び附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る新国会職員法第十五条の第六項に規定する定年に達した国会職員以外の国会職員を、当該常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 前二条の規定が適用される場合における新国会職員法第四条の第二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。以下この項において「令和三年国会職員法等改正法」という。))附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢(短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占

めているものとした場合における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項に規定する定年(令和三年国会職員法等改正法の施行の日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢をいう。)に達している国会職員及び令和三年国会職員法等改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る国会職員法定年相当年齢(短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第二項に規定する定年をいう。)に達している国会職員とする。

6 各本属長は、基準日(前二条の規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。))をいう。以下この項において同じ。から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年(新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年(短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同項に規定する定年)をいう。以下この項において同じ。))が基準日の前日に相当する基準日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職(以下この項において「新国会職員法定年引上げ職」という。))に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達している者(当該両議院の議長が協議して定める職)を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新国会職員法定年引上げ職に、附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用された国会職員のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達している国会職員(当該両議院の議長が協議して定める職)にあつては、両議院の議長が協議して定める国会職員を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該国会職員は当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新国会職員法第四条の二第三項の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新国会職員法第二十八条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十一年以上退職者」とあるのは「国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。以下この項において「令和三年国会職員法等改正法」という。))附則第四条第一項各号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十一年以上退職者」と、「同項」とあるのは「前項と」、「又は」とあるのは「又は令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項の規定によりかつて採用されて国会職員として在職していた期間、令和三年国会職員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国会職員法等改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは

8 平成十一年十月一日前に新国会職員法第二十八條第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして同条第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く国会職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の国会職員としての在職期間を含まないものとする。

7 暫定再任用職員に対する第二条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

2 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第九条の規定による改正後の国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第二十条第一項の規定を適用する。

3 前三条及び前二項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。(その他の経過措置の両院議長協議決定への委任)

8 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。(国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正)

9 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第十五条の五第三項」を「第四条の二第三項」に改める。

第二十條第一項中「第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第四条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

10 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條の表国家公務員退職手当法の項中「該当する職員」の下に「国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員」を加え、「附則第十四項第九号を附則第十四項第十号」に、「及び同項第八号」を、「同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

11 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第八項及び第十二條第六項中「又は自衛隊法」とあるのは「自衛隊法」と、「第四十五条の二第一項」とあるのは「第四十五条の二第一項」とあるのは「」に改める。

理由

一般職の国家公務員に準じて、国会職員の定年を段階的に年齢六十五年に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、年齢六十歳を超える国会職員に係る退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程案

国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

(国会議員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「第十五条に規定する国会議員以外のすべて」を「第十五条第一項の非常勤の職員以外の全て」に改め、同条第三項中「者」を「国会議員」に、「本条を」を「この条に」改め、「これを」を削り、同条第四項、第八項及び第十項中「その者」を「当該国会議員」に改め、同条第十二項を次のように改める。

法第四条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第五項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。)第三条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第一条に次の一項を加える。

第六項から第十一項までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第一条の二を削る。

第七条の三第二項中「次条第二項」を「次条第二項第一号イ及び第二号」に、「その者」を「当該国会議員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「と」、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」を削る。

第七条の四第一項中「この条を」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該国会議員」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この項及び第十五条第一項において」を加え、同項第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項の国会議員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総額 第七条の五第二項及び第三項中「には」を「に」に改め、同条第四項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「に」に改める。

第十五条第二項中「国会議員(再任用短時間勤務職員)」を「職員(定年前再任用短時間勤務職員)に、」に「あつては」を「には」に改め、同条第二項中「国会議員」を「非常勤の職員」に改め、同条第三項中「国会議員のうち」を「非常勤の職員のうち」に改める。

附則第二項中「もの」を「措置」に、「に」を「に」に改める。

附則に次の八項を加える。

4 当分の間、国会議員の給料月額額は、当該国会議員が六十歳(次の各号に掲げる国会議員にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日後における最初の四月一日(附則第六項において「特定日」という。)以後、当該国会議員に適用される給料表の給料月額のうち、第一条第五項の規定に

より当該国会議員の属する職務の級並びに同条第六項、第七項、第九項及び第十項の規定により当該国会議員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

一 国会議員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)第一条の規定による改正前の法(次号及び次項第三号において「令和五年旧国会議員法」という。)第十五条の二第二項第二号に掲げる国会議員に相当する国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員 六十三歳

二 令和五年旧国会議員法第十五条の二第二項第三号に掲げる国会議員に相当する国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員 六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

5 前項の規定は、次に掲げる国会議員には適用しない。

一 各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員

二 臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会議員及び非常勤の職員

三 令和五年旧国会議員法第十五条の二第二項第一号に掲げる国会議員に相当する国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員及び同項第三号に掲げる国会議員に相当する国会議員のうち両議院の議長が協議して定める国会議員

四 法第十五条の五第一項又は第二項の規定により法第十五条の二第一項に規定する異動期間(法第十五条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第十五条の二第一項に規定する管理監督職を占める国会議員

五 法第十五条の六第二項ただし書に規定する国会議員

六 法第十五条の七第一項又は第二項の規定により勤務していた国会議員(法第十五条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた国会議員を除く。)

6 法第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等をされた国会議員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第八項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける国会議員のうち、特定日に附則第四項の規定により当該国会議員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)(が異動日の前日に当該国会議員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。))に達しないこととなる国会議員(両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。))には、当分の間、特定日以後、附則第四項の規定により当該国会議員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される国会議員の受ける給料月額との合計額が第一条第五項の規定により当該国会議員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第一条第五項の規定により当該国会議員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該国会議員の受ける給料月額」とする。

8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける国会職員(附則第四項の規定の適用を受ける国会職員に限り、附則第六項に規定する国会職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められる国会職員には、当分の間、当該国会職員の受ける給料月額のほか、両議院の議長が協議して定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第六項又は前項の規定による給料を支給される国会職員以外の附則第四項の規定の適用を受ける国会職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められる国会職員には、当分の間、当該国会職員の受ける給料月額のほか、両議院の議長が協議して定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第六項又は前二項の規定による給料を支給される国会職員に対する第七条の三第五項(第七条の四第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第七条の三第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第六項、第八項又は第九項の規定による給料の額との合計額」とする。

11 附則第四項から前項までに定めるもののほか、附則第四項の規定による給料月額、附則第六項の規定による給料その他附則第四項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

別表第三の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員
基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400	

別表第三の表備考(ただし書中第十五条に規定する国会職員)を「第十五条第一項の非常勤の職員」に改める。

別表第三の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員
基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
193,600	204,700	223,200	244,000	274,700						

別表第四再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員
基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
182,800	209,800	279,400	309,400	338,500	371,400					

別表第五再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員
再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務職員
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
253,200	258,200	285,100	309,800	327,500	354,200					

(国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第二条 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第四条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五条第二項並びに第十三条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条の見出し中「国会職員」を「職員」に改め、同条中「国会職員(再任用短時間勤務職員)」を「職員(定年前再任用短時間勤務職員)」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この規程は、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第号。以下「令和三年国会職員法等改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、令和三年国会職員法等改正法の公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程(次条において「新給与規程」という。)附則第四項から第十一項までの規定は、令和三年国会職員法等改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している国会職員には適用しない。

第三条 暫定再任用職員(令和三年国会職員法等改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。以下この条において同じ。)(国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職(同項に規定する指定職を除く。))を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(同法第四条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この条において同じ。)であるものとした場合に適用される国会職員の給与等に関する規程第一条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第五項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定第三条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第三条第一項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間と同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする)」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される国会議員の給与等に関する規程第一条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第五項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程第三条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第十五条第一項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第七条の第三項の規定を適用する。

6 新給与規程第七条の四第一項の国会議員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる国会議員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国会議員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 国会議員の給与等に関する規程第一条第六項、第七項、第九項及び第十一項、第六條第一号、第三号及び第十五号並びに第六條の五並びに新給与規程第一条第八項及び第十項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二条の規定による改正後の国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程第三条第二項、第四条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五条第二項、第十三条第一項並びに第十九条の規定を適用する。(その他の経過措置の両院議長協議決定への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この規程の施行に關し必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。

(育児短時間勤務国会議員等)についての国会議員の給与等に関する規程の特例に關する規程の一部改正

第五条 育児短時間勤務国会議員等についての国会議員の給与等に関する規程の特例に關する規程(平成十九年五月九日両院議長決定の一部)を次のように改正する。

規程附則第四項の規定の適用については、同項中「とある」とあるのは、「に、育児短時間勤務国会議員等についての国会議員の給与等に関する規程の特例に關する規程(平成十九年五月九日両院議長決定)第三条の規定により読み替えられた勤務時間規程第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 国会議員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている国会議員が給与規程附則第四項の規定の適用を受ける場合における第四条の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第二条第一項」とする。

衆議院職員等苦情処理規程の一部を改正する規程案

衆議院職員等苦情処理規程の一部を改正する規程案

衆議院職員等苦情処理規程(昭和二十七年七月三十日議長決定)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の六」を「第十五条の八」に改める。

第二条中「降給され、降任され、休職され、免職され」を「降給(国会議員法第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給を除く。)、降任(同項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く。)、休職若しくは免職をされ」に、「取扱」を「取扱」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規定の適用については、同条中「伴う降給」とあるのは、「伴う降給及び国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)附則第二

四項の規定による降給」とする。

附則

この規程は、国会議員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)の施行の日から施行する。

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程

国立国会図書館職員苦情処理規程(昭和二十七年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の六」を「第十五条の八」に改め、「基づく国立国会図書館職員」の下に「(以下「職員」という。)」を加える。

第二条中「降給され、降任され、休職され、免職され」を「降給(国会議員法第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給を除く。)、降任(同項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く。)、休職若しくは免職をされ」に、「取扱」を「取扱」に改め、「国立国会図書館」を削る。

附則第二項を次のように改める。

2 国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規定の適用については、同条中「伴う降給」とあるのは、「伴う降給及び国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)附則第四項の規定による降給とする。

附則

この規程は、国会議員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)の施行の日から施行する。

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程案

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部

を改正する規程

国会議員の秘書の退職手当支給規程（昭和三十七年三月三十一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「附則第二十一項から附則第二十三項まで」を「附則第六項から第八項まで」に改める。

附則第十項から第十二項までを削る。

附 則

この規程は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、附則第十項から第十二項までを削る改正規定は、令和三年 月 日から施行する。